

令和7年度（2025年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

【B日程入試】法律専門科目試験

刑法 採点基準

問題1（10点）

(1) 本設問においては、管理・監督過失の基本的意味内容を記述することが必要であるが、特に監督過失が、行為者自身が注意義務の履行を懈怠して直接法益侵害結果を生じさせたのではなく、他者が法益侵害結果を生じさせたことに対し責任を問われるものであり、刑法上例外に属するものであるの指摘を求めたい。

(2) 本設問においては、自己所有の非現住建造物等放火罪と、建造物等以外放火罪においては公共の危険の発生が条文上要求されていること、判例・多数説は公共の危険の内容について、108条および109条1項対象物への延焼の危険に限らないとしていること（非限定説）の指摘が必要である。それに加え、いわゆる限定説の内容や、判例・多数説が非限定説を採用している根拠の指摘があれば高評価となる。

(1)(2)ともに5点満点であり、以上の基本的概念説明に3点、適切な事例の設定に2点を配点する。

問題2（15点）

本問は、問題2は、刑法総論上の典型論点である、共同正犯者間における違法性阻却事由の連帯・個別化の問題（以下、「論点1」という）と、刑法各論上の典型論点である暴行によらない傷害の問題（以下、「論点2」という）を組み合わせた事例問題である。

論点2は、最決平成17年3月29日刑集59巻2号54頁がモデルケースとなる。暴行罪（刑法208条）は「不法な有形力の行使」によらなければ成立しないのに対し、傷害罪（同204条）は被害者に生理的機能の障害を与えていればその手段によらず成立する。本問ではラジオの音声を「音波」として直接用い例えば被害者の鼓膜を破るなどしているわけではないので、Xの行為は「有形力の行使」ではないが、Aに慢性頭痛症等の症状を生じさせているので、「傷害」を与えたことになる。もっとも、Xの行為が有形力の行使に該当しない以上、本問においては傷害罪が暴行罪の結果的加重犯となることがない。したがって、Xは身体的症状が生じるとは考えておらず傷害の故意がないので、Xに傷害罪は成立しないことになる。なおその場合、過失傷害罪（209条）が成立する可能性はあるので、過失の意義や成立要件に照らして適切に検討していることが必要である。

論点1においては、問題文の事情からXにはAに対する積極的加害意思がある一方、Yにはそれがない。よってYにとってはAが麵棒を持ち向かってきた行為は急迫不正の侵害となり、防衛の意思も認められるが、ナイフで腹部を3回刺すという行為は明らかに質的過剰であると思われるので、Yについては殺人罪が成立するものの過剰防衛となる。問題は積極的加害意思があるXである。判例・多数説はいわゆるフィリピンパブ事件（最決平成4年6月5日刑集46巻4号245頁）を基に、このような場合において過剰防衛の連帯を否定する。説明の仕方には見解によりニュアンスの違いがあるものの、過剰防衛の刑の減免根拠について責任減少を強調すればその結論を導きやすくなるほか、本問においてX

と Y に認められる事情の差が積極的加害意思という主観面にあることから説明するのが一般的であると思われる。いずれにせよ、解答者が正当防衛・過剰防衛について立てた規範と矛盾なく事案が解決されていることが必要である。

本問は 15 点満点であり、以下のポイントに基づき評価する。

- ① 本問における問題点が指摘されていること ..... 3 点
- ② 論点に関する正しい学問的理解が示されていること ..... 5 点
- ③ 自説が（反対説の批判などを通して）論理的に説明されていること ..... 4 点
- ④ 導かれた結論が③と矛盾なく説明されていること ..... 3 点